

# 別海町過疎地域持続的発展市町村計画(原案)

## 【概要版】

(令和4年度～令和7年度)

### ■ 計画策定の趣旨

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、令和4年4月1日付けで別海町全域が過疎地域として指定されたことから、本計画を策定し、同法に定められた財政上の支援措置等を活用しながら、持続的な発展を図るものです。

### ■ 計画期間

令和4年度から令和7年度までの4箇年間

### ■ 計画構成

1. 基本的な事項
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
3. 産業の振興
4. 地域における情報化
5. 交通施設の整備、交通手段の確保
6. 生活環境の整備
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
8. 医療の確保
9. 教育の振興
10. 集落の整備
11. 地域文化の振興等
12. 再生可能エネルギーの利用の推進
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」とは

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援することを目的としています(令和12年度末までの時限立法)。

### 「過疎地域持続的発展市町村計画」とは

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域の持続的発展を図るために市町村が策定する計画です。

本計画に基づき実施する事業は、地方債など財政上の支援措置が受けられます。

## 計画の基本方針

「第7次別海町総合計画」の基本構想に掲げた将来像である『人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち ～いつも心に広がるふるさと べつかい～』を目指し、魅力あふれる地域資源を活用しながら、地域の持続的発展に必要な各種の取組を総合的かつ計画的に推進します。

## 基本目標

「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における設定目標人口を踏まえ、次のとおりとします。

基本目標	令和7(2025)年の総人口	13,572人
------	----------------	---------

## 施策事項ごとの主な事業

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定められた施策事項ごとに、必要な事業計画を定めています。

掲載事業は、道路や公共施設等の整備事業(いわゆる「ハード事業」と、ハード事業以外の過疎地域の持続的発展に資する事業(いわゆる「ソフト事業」)に分類されます。

- ：施設等の整備事業(ハード事業)
- ：過疎地域持続的発展特別事業(ソフト事業)

主な掲載事業は、以下のとおりです。

### 1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 移住・定住促進事業
- 地域おこし協力隊推進事業
- 友好都市少年少女ふれあいの翼交流事業

### 2. 産業の振興

- 農地等整備事業
- 農業担い手対策事業
- 水産資源増大対策事業
- 町有林環境保全整備事業
- キャンプ場整備事業
- 起業家支援事業
- 商工業支援事業
- 新規就農者等総合支援事業
- 酪農研修牧場整備事業
- 沿岸漁業振興対策事業
- ネイチャーセンター整備事業
- 観光情報整備事業
- にぎわい商店街創造事業

### 3. 地域における情報化

- 防災行政用無線施設等整備事業
- 高速通信施設等整備事業

### 4. 交通施設の整備、交通手段の確保

- 町道整備事業
- 農道整備事業
- 生活バス整備事業
- 中標津空港輸送路線安定確保対策事業
- 橋梁整備事業
- 林道整備事業
- 標津線代替輸送バス整備事業
- 通院等乗合ハイヤー事業

### 5. 生活環境の整備

- 水道施設等整備事業
- リサイクルセンター整備事業
- し尿処理施設等整備事業
- 消防施設等整備事業
- 花のあるまちづくり事業
- 町有施設解体撤去事業
- 既存住宅耐震改修推進事業
- 地域防災センター整備事業
- 公園施設等整備事業
- 特定環境保全公共下水道事業
- 根室北部廃棄物処理広域連合整備事業
- 別海斎場施設等整備事業
- 公営住宅等整備事業
- 合併浄化槽設置整備事業
- 災害用備蓄資機材等整備事業
- 空き家等対策事業
- 公衆トイレ整備事業

### 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 保育施設等整備事業
- 認定こども園整備事業
- 老人保健施設設備整備事業
- 地域子ども・子育て支援事業
- 出産祝金贈呈事業
- ふれあい・いきいきサロン事業
- 予防接種支援事業
- 検診事業
- 児童館整備事業
- 公的介護施設等基盤整備事業
- 保健センター施設等整備事業
- 子ども医療費助成事業
- 高齢者等バス・ハイヤー共通利用券交付事業
- 介護職員確保対策事業
- 不妊治療支援事業

## 7. 医療の確保

- 病院施設等整備事業
- 病院医療機械器具等整備事業

## 8. 教育の振興

- 小中学校施設等整備事業
- 幼稚園園舎等整備事業
- 生涯学習センター整備事業
- 図書館施設等整備事業
- 外国語教育推進事業
- 別海高等学校教育支援事業
- 教職員住宅整備事業
- 公民館整備事業
- 青少年プラザ整備事業
- コミュニティ・スクール推進事業
- 情報機器整備事業

## 9. 集落の整備

- 地域会館等整備事業
- 町内会活動等支援事業

## 10. 地域文化の振興等

- 文化財等整備事業
- 文化財等保存整備事業
- 郷土資料館整備事業
- 文化財等活用事業

## 11. 再生可能エネルギーの利用の推進

- 資源循環施設利活用整備事業
- 太陽光発電施設等整備事業
- 公共施設等LED化事業

## 12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- まちづくり推進支援事業
- 北方領土問題対策事業
- 北方展望塔管理運営事業

## 1. 過疎地域の要件について

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める「過疎地域」の要件のうち、別海町が満たした主な要件は以下のとおりです。

種類	指標	基準値	追加公示 (R2 国調)	別海町	
人口要件(長期①)	人口減少率 (長期:40年間)	人口減少団体平均 から5ポイント控除 した率	財政力指数が 0.40以下の場合 25%以上減少 (S55→R2)	▲25% (▲24.45% 四捨五入)	○
財政力指数が 全市町村 平均以下の場合					
財政力要件	財政力指数 (直近3カ年平均)	全市町村平均	0.51以下 (H30~R2)	0.30	○

## 2. 過疎地域に対する支援措置について

主な支援措置は以下のとおりです。

- (1) 過疎対策事業債の発行(充当率100%、元利償還金の70%を普通交付税措置)
- (2) 国庫補助率のかさ上げ(教育施設、児童福祉施設などの整備)
- (3) 国税の減価償却の特例(設備投資を行った際の建物等の資産について、通常の償却額に加え、取得価額の一定割合を損金に計上)
- (4) 地方税の減収補填措置(事業用資産の取得において、条例に基づき課税免除等を行った場合、地方税の減収分の75%を普通交付税で補填)

※<(4)地方税の減収補填措置の概要>

項目	内容			
税目	固定資産税、事業税、不動産取得税			
取得価額	対象業種	事業者の規模(資本金)		
		5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業、 情報サービス業等	500万円以上		
対象	機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新增設、制作、改修等に係る取得		機械・装置、建物・附属設備、構 築物の新增設に係る取得	